

青森県報

号外第六十五号

平成十四年六月二十八日(金曜日)

目次

公営企業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………(公営企業局) ……一

公 営 企 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公営企業管理規程第五号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第三号中「国又は」を「国若しくは」に改め、「別表第二に掲げるもの」の下に「若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号)第十条に規定する特定法人」を加える。

第六条の四第四号中「五日」を「七日」に改め、同号ア中「相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域」を「災害が発生した場合」に改め、同号に次のように加える。

エ その他国、地方公共団体又は公共的団体が行う活動で環境保全、外国人支援

青少年健全育成又は文化、芸術若しくはスポーツの振興に係る活動等

第六条の四中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、同条第十五号中「三日」を「四日」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十三号及び第十四号を二号ずつ繰り下げ、同条に次の一号を加える。

十四 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、または疾病にかかったその子の世話を行うことを行う。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日の範囲内の期間

第六条の四第十二号を第十三号とし、同条第十一号中「女子職員」を「女性職員」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「一年」を「一年六月」に、「生児」を「子」に、「女子職員」を「女性職員」に、「男子職員」を「男性職員」に、「第十二号」を「第十三号」に、「三十分」を「六十分」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「女子職員」を「女性職員」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「十週間」を「十四週間」に、「女子職員」を「女性職員」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「女子職員」を「女性職員」に、「二十七週」を「二十三週」に、「二十八週」を「二十四週」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「女子職員」を「女性職員」に、「交通機関」を「交通機関等」に、「の健康に重大な支障を与える」を「又は胎児の健康保持に影響がある」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

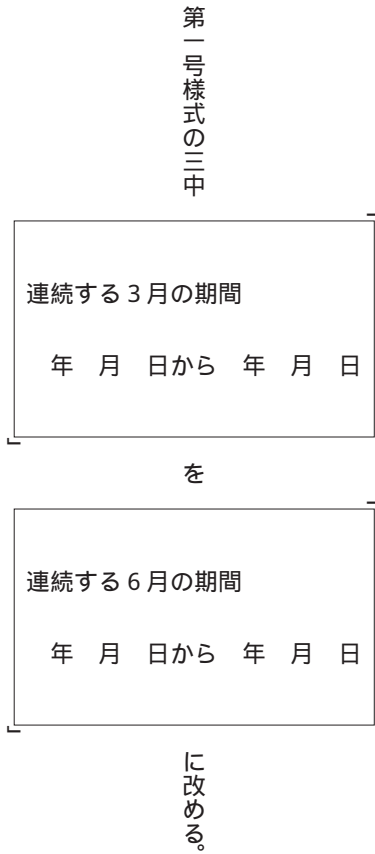
六 妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間

第六条の五第二項中「三月」を「六月」に改める。

第二十二条第一項中「第六条の四第八号から第十一号まで」を「第六条の四第九号から第十二号まで」に改める。

第二十三条第四項中「第六条の四第八号及び第十号」を「第六条の四第九号及び第十一号」に改め、同条第五項中「第六条の四第九号」を「第六条の四第十号」に、「女子職員」を「女性職員」に改め、同条第六項中「第六条の四第十一号」を「第六条の四第十二号」に改める。

第四十一条の見出し中「私事旅行等」を「転地療養等」に改め、同条中「私事旅行又は」を削り、「県外私事旅行等届」を「県外転地療養等届」に改める。



第二号様式中「職氏名 ㊦」を「職氏名」に改める。

第三号様式及び第三号様式の二の注を次のように改める。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第三号様式の三中「在籍専従資格その失届出書」を「在籍専従資格喪失届出書」に改め、同様式の注を次のように改める。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第三号様式の四の注4中「1歳」を「3歳」に改め、同注の5の次に次のように加える。

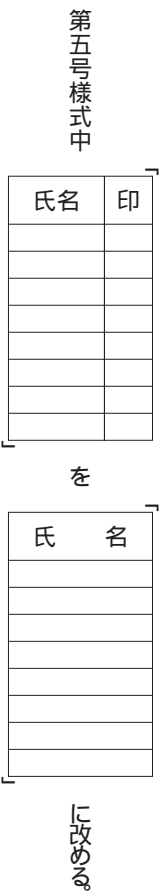
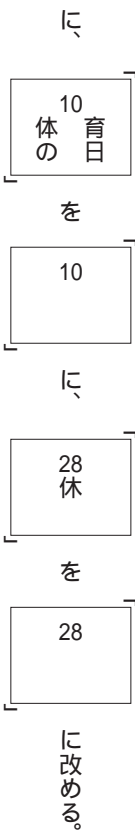
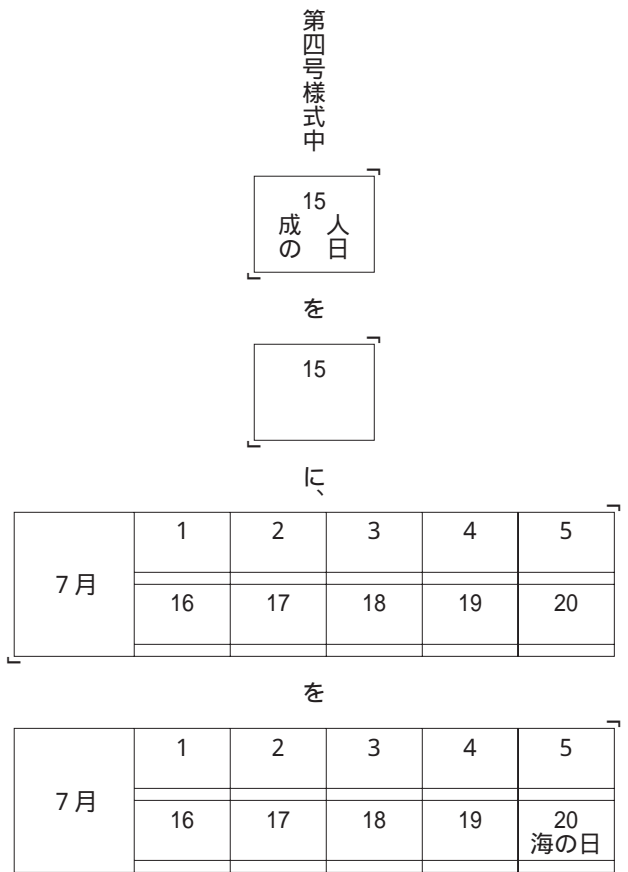
6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

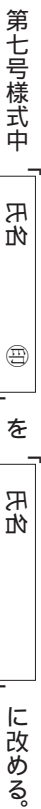
第三号様式の六の注を次のように改める。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。



第六号様式の(その一)中「職氏名 ㊦」を「職氏名」に改め、同(その一)の注2を削り、3を2とし、同様式の(その二)中「及び印」を削る。



第九号様式及び第十一号様式から第十七号様式までの規定中「職氏名 ㊦」を「職氏名」に改める。

第十八号様式の注を次のように改める。

注1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第十九号様式中「（註）」を「（註）」に改める。
「（註）」を「（註）」に改める。

第二十号様式中「（註）」を「（註）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭